

沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ策定支援業務委託 公募仕様書

本仕様書は、下記の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務委託名

沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ策定支援業務委託

2 目的

令和3年6月に国が示した「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と、2050年脱炭素社会の実現のため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取り組みが、地方自治体の役割として求められている。本市においても、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」宣言を行い2050年脱炭素社会への姿勢を示したところであり、令和3年3月に策定した「第2期沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「第2期実行計画」という。）に基づき、地球温暖化対策及び再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の普及を図っているところであるが、目標達成のためには、より現実的かつ具体的なロードマップに基づいた、体系的な再エネの普及促進を図る必要がある。

本業務では、本市の特徴や再エネ導入ポテンシャルをふまえたより精緻な分析を行うとともに、2050年脱炭素社会の実現に向けた「再生可能エネルギー導入目標」および、分野別・取組内容別の達成目安を示した「脱炭素ロードマップ」を策定するための支援を行うものである。

3 調査対象地域

本業務の調査対象地域は、「沼津市全域」とする

4 履行期限（期間）

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務内容

本業務は、本市が策定する「再生可能エネルギー導入目標」及び「脱炭素ロードマップ」の策定支援を行うものであり、以下の点に留意し、(1)～(2)の業務を行うものである。

(業務の留意点)

- ・温室効果ガス排出量削減目標は、2030年度46%削減、2050年度実質ゼロを基本とする。
- ・「第2期実行計画」の考え方を基本に、可能な限り最新のデータを活用するものとする。
- ・「第2期実行計画」を再エネ活用面から実現するための、基本的な方針とする。
- ・「第2期実行計画」の中間見直し時に、本業務委託の成果を計画に反映させることを前提とする(中間見直しは令和7年度に実施を予定しており、反映方針は今後検討する)。

(1) 調査・検討業務

以下、①～③に関する調査、検討を行う。

① 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

本市の地域の特性や削減対策効果を踏まえ、将来の温室効果ガス排出量に関する推計を行う。

推計については、少なくとも2030年度・2050年度における「現状趨勢ケース」「対策実施ケース(温室効果ガス削減可能量の試算を反映)」について、部門ごとに行う。

なお、市域全体の温室効果ガス排出量の現況推計については、「沼津市温室効果ガス排出量算定結果(平成30年度排出量)」の資料を基礎データとして、温室効果ガス排出量の現状をとりまとめること。

② 再エネ導入目標の作成

再生可能エネルギーのうち、太陽光・風力・中小水力・地熱・バイオマス・太陽熱・地中熱等について、国の地球温暖化対策計画・脱炭素ロードマップの目標を考慮し、資料調査による本地域の地域特性(土地利用や法規制等の制約要件、固定買取制度FITの経年変化、再エネ関連補助金の支給傾向等)を踏まえ、再エネ導入目標を検討する。

なお、地域の再エネ導入ポテンシャルについては、環境省の再エネ情報提供システム(REPOS)や、自治体再エネ情報カルテ等のツールを活用し、沼津市域に区切った再エネ種別の導入ポテンシャルマップを作成する。

③ 脱炭素ロードマップの策定

既存施策に関する情報整理及び庁内施策に関する調査を実施し、脱炭素に向けた主な取り組みを検討する。

また、①及び②で得られた結果をもとに、少なくとも2030年度・2050年度における脱炭素シナリオ、再生可能エネルギー導入量の目標、地球温暖化対策(温暖的取組、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通、森林吸収、循環型社会)、削減見込量の設定目標の目安(産業部門、家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物処理部門、再生可能エネルギー)を示した、「脱炭素ロードマップ」を策定する。

(2) 報告書の作成

上記の業務内容すべてを、「沼津市再生可能エネルギー導入目標」及び「脱炭素ロードマップ」を含んだ報告書としてとりまとめ、提出する。

6 成果品

成果品は次を基本とし、本事業により作成された一切の計画書、資料、調査データについては、本市に帰属するものとする。

- (1) 業務報告書 2部 (チューブファイル等)
- (2) 上記の原稿データ (電子媒体)
- (3) 上記作成のために収集した資料の電子データ (電子媒体)

7 実施体制

- (1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料・消耗品等を契約金額の範囲内で調達すること。
- (2) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (3) 受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した実施計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、実施計画書の書式は任意書式とする。
- (4) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時、納入時を基本とし、必要に応じて実施すること。また、打合せ後は、すみやかに議事要旨を作成し提出すること。
- (5) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければいけない。
- (6) 受託者は、委託業務終了後、委託業務報告書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。

8 留意事項

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) この公募仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、本市及び受託者が協議の上決定する。